

農福連携ってなに？

農福連携とは「**農業者**」と社会福祉法人等の「**福祉事業者**」が連携し、

障がいのある方の農業分野での就労を支援する取り組みです。

「農業側」の労働力不足・「福祉側」の工賃向上という双方の課題が解決されると期待されています。

ここでは**農業者が持っている不安**(人を雇ったことが無いからどうしよう、どこに頼めばいいのかわからない)と**福祉事業者が持っている不安**(農業って難しそう、うちの利用者ができるのか)を解消し、皆様に農福連携に興味を持って頂き、実際に取り組むきっかけとなることを目的として作成しました。
まずはJAグループや福島県授産事業振興会にお気軽にご相談ください。



農福連携を行うとどんな効果があるの？

農家さんのメリット

- ① 草むしり、収穫作業など忙しい時期だけお願いできる
- ② 作業に合わせた人員対応により、期日内に作業が終了できる
- ③ 福祉事業所の若い人たちとの交流により作業場が明るくなる
- ④ 健全者と比較すると人件費が比較的安価になる場合がある
- ⑤ 事故に対する保険等は福祉事業所でかけているので、手続きが不要

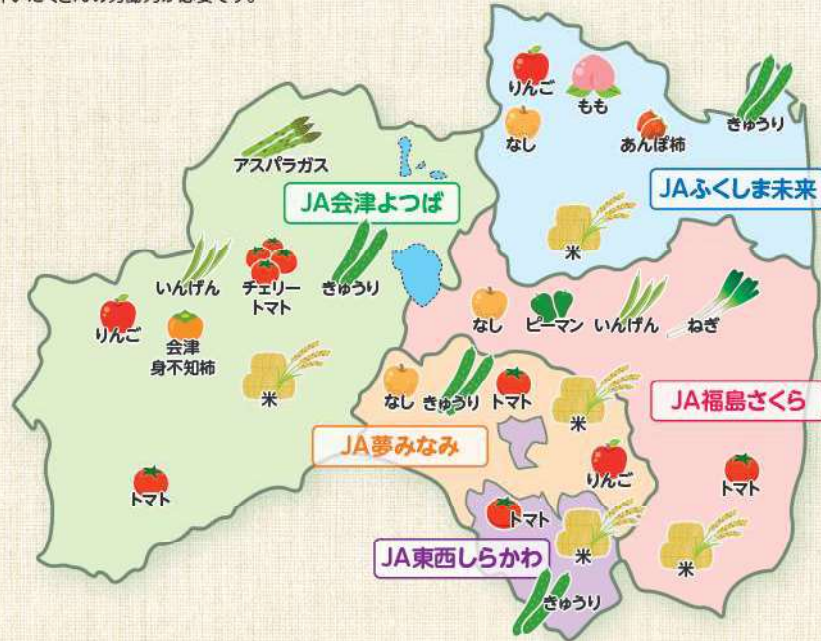
福祉事業所のメリット

- ① 事業所内外での安定した仕事の確保ができ、農作業が直接工賃に反映され、工賃向上につながる
- ② 農業者・JA等から直接指導を受けることで、農業技術の習得が可能(将来の農業経営の準備段階としても活用できる)
- ③ 自主生産ではないため、在庫管理、販路開拓が不要である
- ④ 地域で作業を行うことにより、地域の一員であることの再認識ができ、地域への定着が期待できる
- ⑤ 農作業を行うことによる身体面・精神面の良い影響が期待できる



まずはお互いを知ろう

福島の農産物は全国でもトップクラスの生産量です。夏・秋のきゅうりは全国1位、桃とさやいんげんは全国2位。他にもトマトやアスパラなど、様々な農産物が年間を通して各地で盛んに生産されています。それに伴いたくさんの労働力が必要です。



福島県の主要青果物出荷スケジュール

福島県ではここに記載のある品目以外にも、夏・秋を中心に年間を通して農産物が出荷されています。また、ここでは収穫の時期が記されていますが、種まきや除草作業などカレンダーに記載のない時期にも作業があります。

分類	品目	春			夏			秋			冬		
野菜	アスパラガス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	きゅうり		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	トマト			○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	チェリートマト				○	○	○	○	○	○	○	○	
	いんげん				○	○	○	○	○	○	○	○	
	ピーマン				○	○	○	○	○	○	○	○	
ねぎ							○	○	○	○	○		
果実	もも					○	○	○	○	○	○	○	
	なし						○	○	○	○	○	○	
	りんご							○	○	○	○	○	
	あんぽ柿								○	○	○	○	

○ ○ 収穫期(通常) ● ● 収穫期(繁忙期)

福祉事業所について知ろう

主な障がいの種類について

■ 身体障がい

視覚障がい、聴覚障がい、音声・言語機能などの障がい、肢体不自由、内部障がいの5つに分類されます。

■ 知的障がい

記憶や知覚、判断といった知的機能の発達に遅れが見られ、社会生活へ適応することが困難な障がい。基本的な生活の自立が可能な軽度から、生活全般に常時介助が必要な最重度まで4段階に分けられます。

■ 精神障がい

精神疾患により精神機能に障がいが発生し、日常生活や社会参加が困難になっている状態。統合失調症や気分障がい(躁うつ病、うつ病、躁病)、神経症、アルコールや薬物依存症などが該当します。

■ 発達障がい

先天的な脳機能の発達に関係する障がいであり、自閉症、注意欠陥多動性障がい(AD/HD)などが幼少期に現れます。個人差が大きいという特徴があります。

主な就労系障がい福祉サービス

就労を希望する障がいのある方が集まるのが障がい福祉サービス事業所(以下、福祉事業所)です。その種類や活動は多彩ですが、その内容の一部を簡単にご紹介します。

就労継続支援A型事業所

障がいのある方と雇用契約を結び、働く場所を提供しそれに必要な知識と能力の向上のための訓練も行います。利用者には最低賃金以上が支払われ、一般就労を目指します。

就労継続支援B型事業所

障がいのある方と雇用契約を結ばず、通所しながら作業を行います。利用者には、工賃が支払われます。令和元年度の本県の平均月額工賃は14,926円です。

就労移行支援事業所

一般就労したいと考えている障がいのある方が、就労に向けた様々な訓練を行い、就職後もサポートを行います。

就労定着支援事業所

障がいのある方が一般就労したあと、継続して働くことができるよう指導・アドバイスなど支援を行います。就労したあとのサポートを中心にを行います。

福島県授産事業振興会

県内の福祉事業所(主に就労継続支援B型事業所)を支援し、福祉事業所の方が製作した手作り製品の販売・受注業務などを行っています。県内の農福連携においても、福祉事業所側の窓口としての役割を担っています。

施設外就労とは

農福 POINT

就労継続支援A型事業所・就労継続支援B型事業所で働く方々が、事業所外の企業や作業場等で作業をすること。農場やJAの施設で働く場合は「施設外就労」として福祉事業所の職員が同行し、利用者への指示やサポートを行います。

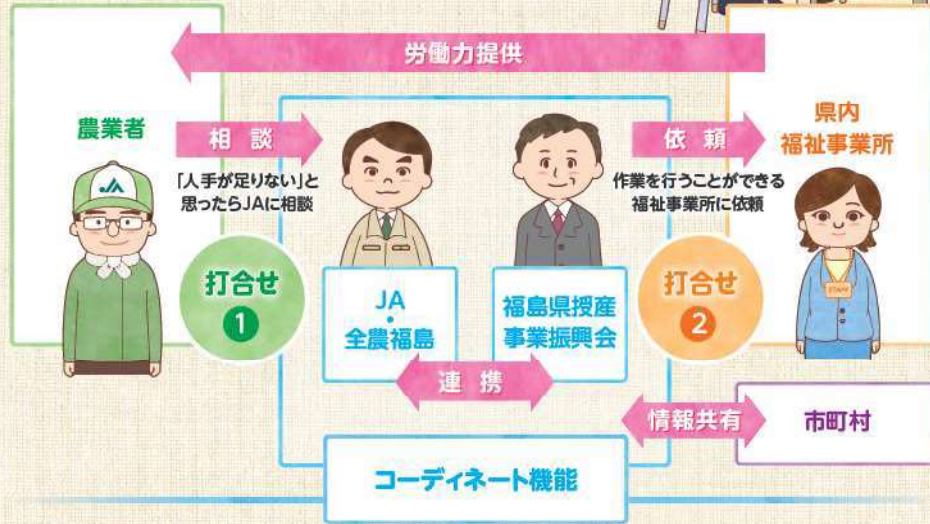


まずはお近くのJAに相談しましょう

農福連携を始める場合には、「**農業者**」側の窓口をJAが、「**福祉事業者**」側の窓口を**福島県授産事業振興会**が担います。

それぞれ相談を受ければお互いの窓口が連携し、マッチングに向けて打ち合わせなどを進めていきます。

また、お住いの市町村の福祉関係部署・農業関係部署などの行政相談窓口やすでに農福連携を行っている農家さんを訪ねてみる方法もあります。



どんな作業ができるの？

農福連携で現在行っている作業は、草むしり・箱の組み立て・種まきなど、比較的単純なものが多いです。中には収穫や定植作業など高度な作業を行っている事例もあり、具体的な作業は打ち合わせを踏まえて決定します。自分の農場ではどんな作業がお願いできるのか、自分の福祉事業所の利用者の方たちはどんな作業ができそうかを考えてみましょう。



A福祉事業所(グループ)の例

※人数や時間などは状況によって相談が可能です。

1チーム4名程度で実施します

基本的に福祉事業所の職員1名と、福祉事業所の利用者3名の4名1チームとなって作業を行います。農家さんは職員に作業を指示すれば、利用者の方に分かりやすく作業を説明してくれます。

作業時間は1日4時間程度

基本的に作業者は福祉事業所に通所しているため作業時間が限られています。目安として午前10時～12時、午後1時～3時までとなります。